

京都回復期リハビリテーション病棟協議会 会費規程

第1条 この規程は、京都回復期リハビリテーション病棟協議会（以下『本会』という。）会則第7条の規定に基づき、会員が本会に納付すべき会費および入会金の額を定めるものとする。

第2条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

第3条 会員は毎年6月末までに会費を支払わねばならない。

第4条 本会に新たに入会する場合は、別表に定める入会金を納付するものとする。

第5条 この会費の徴収に関し、必要な事項は会長が定める。

【別表】

入会金・会費	
入会金	50,000円（1施設当たり）
年会費	30,000円（1施設当たり）

附 則

1. この規程は令和5年4月15日から施行する。